

那珂川町地域防災計画（案）に関するパブリックコメント結果

- 意見の募集期間 令和2年9月3日（金）～10月2日（金）まで
- 意見数 1件
- 意見の提出方法 書面での提出
- 意見の概要と町の考え方

意見の概要	町の考え方
<p>新型コロナウイルスという文言が計画の中に一度しか出てきていない。第3章第13節「保健衛生活動」にも加味されていない。</p> <p>廃棄物処理活動についても、災害ゴミの処理及び一時仮置き場などは具体的な計画をすべきではないか。</p> <p>また、災害により孤立集落となりうる地域は想定できる。その時の具体的な対策を明示する必要があるのではないか。</p>	<p>災害対策基本法において「市町村地域防災計画は、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱」について定めるものとされております。</p> <p>このため、個別具体的な対策及び計画については、別途、各種計画やマニュアル等により定めるものと考えております。</p>
<p>町災害対策本部の組織図は明示されているが、災害に関わる団体（国・県・消防・警察等）を加味した組織図を明示したほうがいいのではないか。</p>	<p>本計画においては、町災害対策本部のみの記載としておりますが、今後、実務的なマニュアル等の策定の際には、ご意見を参考にさせていただきます。</p>

- 寄せられた意見等に基づき、施策の案を修正した内容
修正した内容はありません。